

津幡町告示第104号

津幡町農村定住奨励金交付要綱を次のように定める。

平成25年10月23日

石川県津幡町長 矢田富郎

津幡町農村定住奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農山村における定住及び豊かな自然環境を守り伝えるため、定住を目的として住宅を新築又は購入し、居住した者に対し奨励金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住開始日 第3条に定める対象住宅の所有権保存若しくは所有権移転登記の日又は取得した住宅に住所を移した日のいずれか遅い日以降の日
- (2) 新規転入者 他の市区町村から本町に転入した者で、全世帯員が転入の前日から起算して前3年以上継続して本町以外に住所を有し、かつ、居住開始日が本町に転入した日から起算して1年以内である者をいう。
- (3) 町税等 津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。

(対象住宅)

第3条 対象となる住宅は、次に掲げる要件を全て備え、かつ、別表に定める集落に建築された家屋とする。

- (1) 玄関、居室、便所、風呂、及び台所を備えた一戸建ての家屋であり、床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること。
- (2) 家屋の床面積が50平方メートル以上であること。
- (3) 不動産登記があること。
- (4) 取得に要する費用(土地を含む。)が200万円以上であること。
- (5) 購入の場合にあつては、3親等以内の者からの取得でないこと。

(奨励金交付の対象者)

第4条 奨励金は、対象住宅の所有者で、次に掲げる要件を全て満たす者を交付対象者とし、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 交付対象者に同居の直系親族がおり、かつ、居住開始日において世帯員に40歳以下の者がいること。
- (2) 所有権保存又は所有権移転登記の日から6か月以内に居住を開始した者であること。
- (3) 対象住宅に3年以上居住する意思があること。
- (4) 世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (5) 住宅の取得に関する他の奨励金のうち、町長が指定するものの交付を受けていないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、世帯員全員が新規転入者の場合は40万円、それ以外の者の場合は20万円とする。

- 2 居住開始日において、世帯員に16歳未満の直系卑属がいる場合、1人につき5万円を前項の金額に加算するものとする。

(交付の申込み)

第6条 奨励金の交付の申請をしようとするものは、住宅の新築の場合にあつては、当該住宅に係る工事の契約締結した日から起算して2月を経過する日までに、住宅の購入の場合にあつては、当該住宅に係る購入の契約締結した日から起算して2月を経過する日までに、津幡町農村定住奨励金交付申込書（様式第1号）により、次の書類を添えて町長に申込みをしなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 平面図

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、居住した日から起算して2月を経過する日までに、津幡町農村定住奨励金交付申請書（様式第2号）を次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長は、必要があると認めるときは、当該申請期間を延長することができる。

- (1) 対象住宅の登記事項証明書
- (2) 代金の支払を証明するもの
- (3) 請負契約書又は売買契約書（交付申込み後に変更があった場合に限る。）
- (4) 平面図（交付申込み後に変更があった場合に限る。）

(5) 承諾書兼宣誓書（様式第3号）

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による奨励金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、津幡町農村定住奨励金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、不交付を決定したときは、津幡町農村定住奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者は、津幡町農村定住奨励金請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（現況調査）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けようとする者又は奨励金の交付を受けた者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第11条 町長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める奨励金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 交付対象者（所有者）が居住開始日から3年以内に町の区域外へ住所を移した場合
- (3) 奨励金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、津幡町農村定住奨励金返還決定通知書（様式第7号）により奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前2項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

2 この要綱は、平成33年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに居住開始されている家屋に係る奨励金の交付及び交付された奨励金の返還については、同日以後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

字名
浅谷、杉瀬、倉見、田屋、岩崎、七黒、鳥越、山北、蓮花寺、宮田、鳥屋尾、大畠、苧谷、笠池ヶ原、彦太郎畠、吉倉、八ノ谷、市谷、大熊、上矢田、中山、種、小熊、池ヶ原、興津、菩提寺、平野、上大田、下河合、上河合、瓜生、牛首、竹橋、富田、刈安、越中坂、坂戸、上野、河内、九折、俱利伽羅、山森、原、七野、東荒屋、明神、井野河内、大坪、別所、下藤又、仮生、材木、下中、朝日畑、相窪、南横根、北横根、大窪、上藤又、常德